

令和 6 年度県政広報（電波媒体等）に
係る企画、媒体制作・媒体制作監理等業務

企画コンペの審査について

令和 6 年 2 月
岩 手 県

この「企画コンペの審査について」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和6年度県政広報（電波媒体等）に係る企画、媒体制作・媒体制作監理等業務」の委託候補者を選定するための企画コンペの審査の指針等について定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画コンペの審査は、委託企画提案選考委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、コンペ参加者から提出された企画コンペ提案書等について、別途定める審査基準に基づき、審査を行い、その結果を県に報告するものとする。

2 審査項目及び配点

配点は100点満点とし、審査項目ごとの配点は次のとおりとする。

| 審査項目 |
|---|
| (1) 全般（現状分析等）【10点】 |
| (2) 広報計画の作成等【45点】 |
| ア 企画（企画内容の創意工夫、訴求性等） |
| イ 媒体量（媒体量の確保、時間設定等） |
| ウ 業務基準（数値目標等） |
| エ 総括（媒体間のバランス、費用対効果等） |
| (3) クリエイティブ能力（番組企画、取材、編集等）【30点】 ※県政テレビ番組デモ版DVD審査 |
| (4) 業務履行能力（組織体制、業務実績等）【10点】 |
| (5) 見積書（積算単価、数量、提案内容との整合性等）【5点】 |

3 審査方法及び県への報告方法

- (1) 審査は、原則として参加者から提出されたコンペ提案書及び委員会の場におけるコンペ参加者によるプレゼンテーションに基づいて行うものとする。
※ 委員会の招集を行わず、書面によって審査を行う場合もある。
- (2) コンペ参加者が1者のみであった場合にも、委員会においてコンペ提案書等に基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を県に報告するものとする。
- (3) 委員会の委員は、コンペ提案書等に基づき、個別の審査基準ごとに評価を行い、審査基準等に評点を記入するものとする。
- (4) (3)の評点の合計点に基づき、委員ごとに上位3者まで順位点（1位－5点、2位－3点、3位－1点）をつけ、委員会で合計した順位点の総得点により順位をつけて、県に報告するものとする。
なお、総得点と同点の場合には、高い順位の票を多く得た者を上位者とするものとする。

する。